

年金天引き Q & A

Q 1 : どうして年金から天引きするの？

A 1 : 高齢化社会が進む中、より便利で簡単に納税できるようになります。また、市にとっても徴収の効率化が図れ、経費削減になります。

Q 2 : 今まで口座振替で納付していても年金から天引きされるの？選択制はないの？

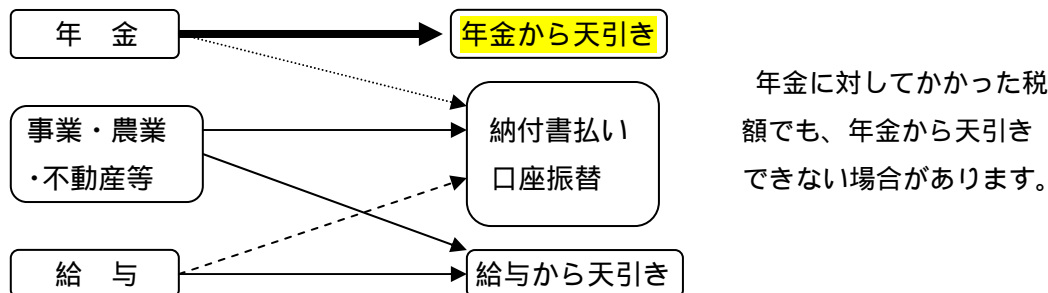
A 2 : 現時点で国が示す通知では、口座振替の選択は認められていません。すべての方が年金から天引きされることとなります。本人の意思による選択は認められていません。

Q 3 : 税金の負担が増えたり、2重取りになったりはしないの？

A 3 : この制度は、納付の方法を変更するものであり、税金の負担が増えたり、2重取りしたりすることはありません。

Q 4 : 公的年金以外にも所得がある場合、どのように納めるの？

A 4 : 年金天引きの対象となる人で、公的年金以外の所得がある人の市・県民税の納付方法は、所得の種類によって以下ようになります。



年金から天引きする税額は、「年金に係る税額」だけです。

給与や事業、不動産等の収入に対してかかった税額は、年金から天引きされません。

Q 5 : 通知書の中に仮徴収税額と本徴収税額があるけど、何のこと？

A 5 : 「仮徴収税額」とは、4月・6月・8月に年金から天引きされる額のことです。これは、前年度の2月に天引きされた税額と同額をそれぞれ徴収します。

「本徴収税額」とは、10月・12月・2月に年金から天引きされる額のことです。これは、確定した当該年度の年税額から仮徴収税額(4月・6月・8月)を差し引いた額の3分の1ずつを徴収します。

Q 6 : 当初、介護保険料を年金天引きされていたけど、年度の途中で普通徴収に切り替わりました。市・県民税はこのまま年金天引きされるの？

A 6 : 介護保険料が年金天引きされなくなった人は、市・県民税においても年金天引きできなくなりますので、普通徴収に切り替わります。

Q 7 : 介護保険料と市・県民税で天引きされる年金が異なることってあるの？

A 7 : 介護保険料と市・県民税は、同一の年金から天引きされます。ただし、市・県民税については、障害年金や遺族年金から天引きはされません。

Q 8 : 年金から天引きされていたのに、普通徴収に切り替わり、納付書が届きました。なぜですか？

A 8 : 年金天引きから普通徴収に切り替わるには、次のような理由が考えられます。

- 1 . 年金所得に係る税額の変更
- 2 . 他の市区町村に転出、死亡
- 3 . 介護保険料が年金天引きされなくなった

など、さまざまな理由が考えられますので少しでも疑問を感じられたら、お問い合わせください。

Q 9 : 年度の途中で市・県民税額が変更になりました。年金から天引きされる額も変更になるの？

A 9 : 年金所得に係る税額に変更があった場合には、年金天引きは中止となり、徴収済額を除いた残額のすべてを普通徴収に切り替えます。

Q 10 : 前項のように年金天引きが中止になった場合、天引きの再開はいつからになるの？

A 10 : 翌年度 10 月の年金支給分から年金天引きが再開されます。

【問い合わせ先】

光市役所 税務課市民税係 0833 - 72 - 1400 (内線 255・256)